第十二号の二様式(第二十二条において読み替えて準用する第十二条関係) (平21国交令51・追加)

(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金取戻承認書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第9条第2項の規定により、下記のとおり、住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しを承認する。

年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 知事

囙

住所

氏名又は名称

殿

(法人にあっては、代表者の氏名)

記

- 1 基準日 年 月 日
- 2 取戻しを承認する住宅販売瑕疵担保保証金
 - (1) 金銭の供託

供	託	所	名	供	託	年	月	日	供	託	番	号	供	託	金	額
													(言	+) -	ŕ	

(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託

供託 所名	供 年月日	供託 番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
	-									
								(計)		(計)口

(3) 振替国債の供託

供	託	所	名	供託年月日	供託番号	銘 柄	供	託	価	額
							(計) 7\		

(4) 取戻しを承認する住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ+ロ+ハ

- 3 この住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しは、次の基準日(年月日) までに限り、することができる。
 - 注 2(2)の割合は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則 第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。